

30206

教科書文庫

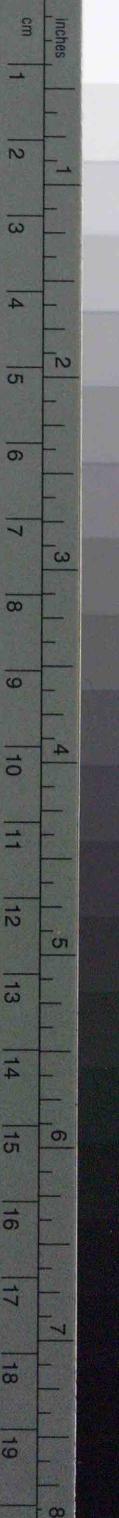
3
810
32-1900
200030 1431

Kodak Gray Scale

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

**Kodak Color Control Patches**

Blue

Cyan

Green

Yellow

Red

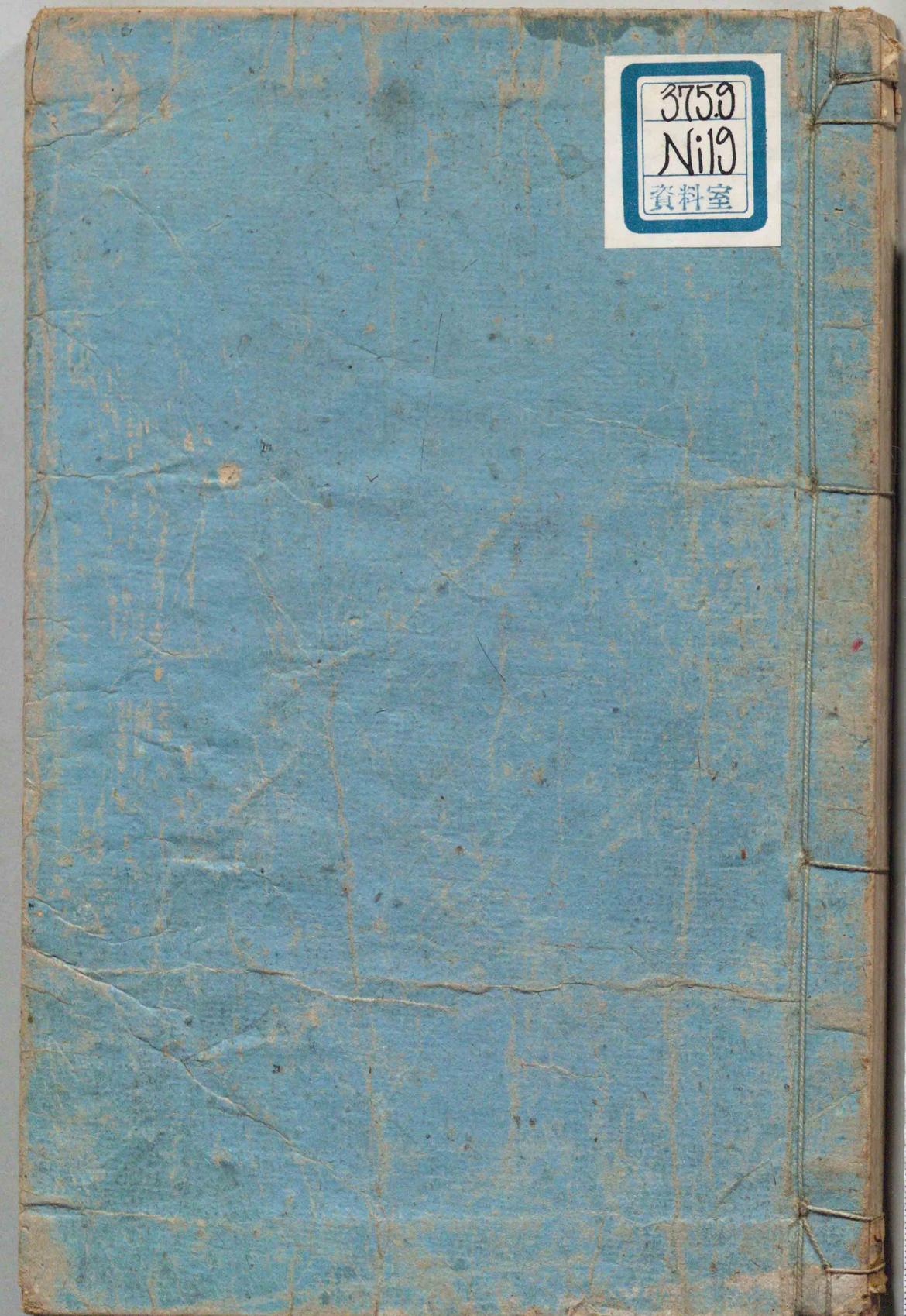
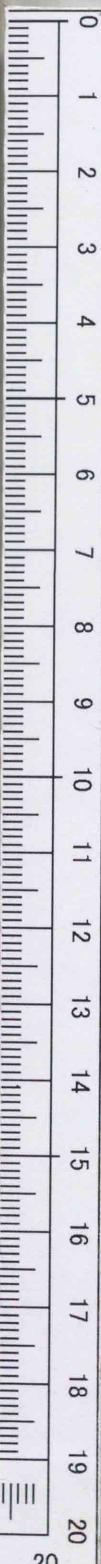
Magenta

White

3/Color

Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

3059
明治三十三年十一月一日文部省検定済
高等小学校用書科生徒用



高等小學讀本卷之七

目次

- 第一課 道徳の經典(一) 五
第二課 道徳の經典(二) 八
第三課 國名ノ由來 十一
第四課 常陸帶の序(一) 十四
第五課 常陸帶の序(二) 二十一
第六課 雨 三十

第 七 課

田中藤六

三十四

第 八 課

博覽會

三十七

第 九 課

建築

四十一

第 十 課

日光山

四十四

第 十一 課

皇國の美術

五十

第十二課

法朗西及伊太利

五十五

第十三課

後藤祐乘

五十八

第十四課

職業の苦樂

六十二

高等

第十五課 音樂

六十六

第十六課 自然物ノ利用

六十九

第十七課 和蘭及瑞西

七十三

第十八課 富

七十八

第十九課 會社

八十四

第二十課 保險

八十七

第二十一課 高田屋嘉兵衛

九十一

第二十二課 燈明臺

九十七

第二十三課 壇の浦

百

第二十四課 御宸翰

百十

第二十五課 大和心

百十五

高等小學讀本卷之七、



伯爵 東久世通禧 閱
伯爵 副嶋種臣 閱
西 澤之助 編

第一課 道徳の經典(二)

我が國は、天地開闢の初より、皇統一系連綿として、變らせ給ふことなく、歴世、仁慈を以て、萬民に臨み給ひ、臣民は、同心一體となりて、世々、忠義を以て、神孫に奉事し、君臣

の分、嚴として亂れず、國運常に隆昌にして、慶福窮なし。

古史の傳に曰はく、天地の初に先、天之御中主神、次に、高皇產靈神、次に、神皇產靈神、ましまして、造化の始をなし給ひき。是より、神靈相亞ぎ、伊弉諾、伊弉冉の二尊に至りて、修理固成の功を遂げ給ひ、皇祖天照大御神を生みて、天下の主と定め給へり。皇祖、小皇孫を、此の國に降臨せしめ給ふ時、

神勅を垂れ給ひて、天壤無窮の基を定めさせ給ひき。神武天皇、天業を恢弘し給ふに及び、靈畤を、鳥見山に立て、皇祖天神を祀らせ給へり。其の詔に宣はく、

我、皇祖之靈也、自天降鑒、光助朕躬。今諸虜已平、海内無事。可以郊祀天神、用申大孝者也。申大孝とは、即、天之御中主神を始めて、皇祖天神に、親しく、成功を奉告し給ひて、其の御志に協はせられんことを期し給へる

あり。爾來、列聖、民庶を撫育したまふに、
皇祖皇宗の遺訓を繼承し、遺徳に則り給はずといふことなし。

今上天皇陛下、英聖文武にましくて、夙に
綱紀を振張したまひ、維新以來、諸の詔勅、常
に、皇祖皇宗の宏猷こうゆうに由ると宣はせ給ふ。
知るべし。我が皇歴代の聖徳、只、祖宗の
御心を紹述し給ふに在ることを。

第二課 道徳の經典(三)

孝は、道の大本にして、萬善、之より生ず。
上、至尊より、下、庶民に至るまで、一旨貫通
して、其の義、二なし。是、我が道義の根底なり。
彼の亭々たる大樹の枝葉も、唯一の根幹に
歸するが如く、我等萬民の祖も、之を究むれ
ば、則、天神より出づ。故に、忠孝一致にして、天
神を敬するは、即、君に忠なる所以にして、又、
親に孝なる所以なり。苟、天祖の靈旨に悖
らざらんことを希ふ者にして、豈、不忠の臣

あらんや。苟、皇上の聖旨に協はんことを期する者にして、豈不孝の子あらんや。我が國徳教の本旨は、唯孝の一義に歸す。忠愛信義、皆、孝の一端に外ならざるなり。

我が國固有の道德ハ、天地開闢の初より、常に事實となりて存在し、後葉の明鑑となりて、史上に光耀せり。禪讓放伐といふが如き、最忌むべき風習ハ、祖先を異にせる、他の國民の間にありては、免れ難きことなれども、

獨、我が國の史上にのみかかる痕跡を留めざるは、豈偶然ならんや。

是に由りて、之を觀れば、神聖にして、宇内無比なる皇朝の歴史ハ、忠孝の明鑑を、子孫萬世に傳へたる、祖先の遺範にして、我等が道義の經典なり。

第三課　國名ノ由來

我ガ國古ハ、大八洲國トイヒ、又、瑞穂ノ國トモ、細戈千足ノ國トモイヒキ。

抑、大八洲國ノ名稱ハ、諾冉ニ神ノ、國土ヲ經營シ給ヒシ時、本州、筑紫、伊豫、淡路、隱岐、佐渡、壹岐、對馬ノ八嶋、先成レルニヨリテ起リ、瑞穗ノ國トハ、氣候中和ニシテ、地味肥沃、農產ニ富ミ、殊ニ、ヨキ稻ノ實ルニヨリテ名ヅケ、又、國人武勇ノ勝レタルニヨリテ、細戈千足ノ國トモイヒシナリ。

カクテ、本州ノ中央ナル大和ノ國ヲ、古モ、同ジク、ヤマトト稱ヘシヲ、神武天皇以後、代

代コ、ニ、皇都ヲ奠メ給ヒシヨリ、ヤマトノ名、大ニ弘マリテ、終ニハ、全國ノ號トナレリ。此ノヤマトニハ、日本、大倭等ノ漢字ヲ當テテ用ヰキ。例ヘバ、神武天皇ノ御名ヲ、

神日本磐余彥尊ト書シ、景行天皇ノ皇子ノ御名ヲ、日本武尊ト書シ、皇妹ノ御名ヲ、倭姫命ト書セシガ如シ。

又、推古天皇ノ御代、隋ニ遣シ給ヒシ國書ニハ、日出處、天子致書、日沒處、天子ト記サセ

給ヒ、孝德天皇以後、外國ニ宣シ給ヘル詔
勅ニハ、日本天皇ト記サセ給ヒキ。後、遂ニ日
本ヲ、字音ニテ讀ミ、大ノ字ヲ加ヘテ、我ガ國
名トスルニ至レリ。

我ガ大日本ハ、東洋ノ表ニ屹立シ、國運ノ、次
第二、隆盛ニ赴クサマ、恰、朝暎ノ、天ニ冲シテ、
六合ニ光被セントスルガ如シ。眞ニ、其ノ名
ニ反カズトイフベシ。

第四課 常陸帶の序ニ

東路の道のはてなる常陸帶

かごとばかりも逢はんとぞ思ふ
と云へる古歌の心は、別れにし人を慕ひて、
しばしだに逢はまほしと云ふことを、帶の、
かなたこなたと分れて、廻り逢ひて、結ぶ
ことあるに掛けて詠めるなるべし。人情す
べて、斯くの如し。臣として、君を慕ふ心はた
然らざらめや。

過ぎにし己丑の年、中納言の君、世を嗣がせ

給ひし時、彪年二十ばかりにして、皇朝の史
を考へ定むるわざしてありけるを、明くる
年、青人草を檢へ治むる職を仰せて、江戸小
石川なる屋形に召され、初めて、君を拜み奉
りけるに、彪が職の事、いと懇に問はせ給ふ。
しかの又ならず、忠孝の義を明にし、文武の
道を勵まし、祖宗の遺志を繼ぎ、天日嗣を、
天地と共に仰ぎ奉りて、豊葦原の中つ國を、
常磐に堅磐に守りなんと志し給ふ御事ま
で、仰を畏み、種々の賜などたまはりて、故郷
に罷りぬ。

是を初として、辱くも、屢御書下し賜はりて
政をたゞし、惠を施し、足引の山里に住める
賤が男までも、安く樂みて、世を渡るばかり
の様に成しなんことを計り給ふぞ畏き。
三年ばかり過ぎぬれば、彪、職を易へて、政の
末にたづさはりぬれど、身の程は、尚卑しく
ありしを、又、五年ばかりの後、仰を蒙り、たほ

けなくも、年寄、若年寄など云へる職に續きて、政を物することを司り、往にし庚子の年の春、君に従ひて、大城にまゐ登り、時の大將軍の君と、右大將の君とを拜み奉り、君の御供して、故郷に歸りぬ。

こそその夏、君、日光山に詣で給ひ、五月の中つかた、暇を請ひし時、彪も、亦、大將軍の君と、右大將の君とを拜み奉りけるに、五日ばかり過ぎぬれば、大將軍家、殊更に、御使を以て、君

を召し給ひ、何くれの事褒め給ひて、黃金作の御佩刀ササシに、種々の物添へて、君に參らせ給ふに、君も、臣も悦び勇み、錦着て、晝行く心地して、故郷にそ歸りける。

未、一年も過ぎざる年の卯月末つ方、君、しばし、江戸に參り給ふべき旨、老中の人々、仰を傳へしに、君、素より、大將軍家を敬ひ給へば、急ぎ出で立たんとありけるに、彪等、物も取りあへず、御供して、小石川の屋形に着きし

ハ、五月五日の巳の時許になんありける。
人、皆、嬉しきためしを引ききて、あやめ草、あや
珍しく待ちぬるに思ひきや。明くる日、君は、
やがて、世を遁れ給ひて、駒込なる屋形に籠
り給ふべき仰を蒙り給はんとは。彪も、何某

等と共に、職を放たれ、蟄り居べき仰を蒙り
ぬ。彪等が身は、陌の塵、濱の真砂に均しけれ
ば、散り失せんも、浮き沈もも、世の數ならね
ども、只管、忠孝文武の道にのみ、心を寄せ給

ひて、世に類なき君の、如何にして、かゝる禍
には逢ひ給ふらん。花を待つ梅が枝に、寒け
き風吹きすさび、久方の月は清めるを、夜半
の浮雲立ち隠す例にやあるらん。兎に角に、
ことわり分かぬわざにて、悲憤と云は
め。慷慨と云はめ。

第五課 常陸帶の序(三)

折しも、五月雨、いたく降り續きて、いとゝ、哀
を添へしが、月日へて、空は晴れぬれども、涙

の袖は、乾きだにせず。何時か、御、禊も過ぎ、秋
も、半になりぬれば、世を浮雲の絶間なく、又
しも、時雨降り出で、板屋の軒端を廻る零
の音、荒庭の草葉にすだく蟲の聲、聞くもの
見るものにつけて、君を慕ふ心、いや増りけ
れば、草枕旅のやどりに、つくづくと、往にし
十年餘の事を思ふに、或は、豊さか昇る朝日
の影に、兜の星を輝かし、若草もゆる春の野
に、駒の足をならべて、治まれる世に、亂を忘

れざる例を引き、秋の夜の、隈なき月に、樓船
に掉さし出で、眺も廣浦の最中に、詩歌管
絃の興を催し給ひ、或は、道を弘むといふ館
に、若き男等を集め、文學ばしめ、或は、槍、太
刀つかふ技を試み給ひ、或は、偕に樂しむこ
いふ園に、年高き人々を招きて、四方の景色
に心を慰めしめ、物など賜はりて、老を養ふ事
を慕ひ給ひ、或は、霜の夜、雪の旦、野山に狩し
て、御身をならはし、或は、瓦の窓、繩の戸ぼそ

に到りて、貧しき民の情を知り給ふ類、其の御側近く侍りて、畏くも、御樂をも、御苦をも共にし進らせしに、今は、君も、臣も、かなたこなたに籠り潛まり居て、思ふこと、人づてもて聞ゆ上げんことだに叶はぬ世となりぬれば、去年の五月の事は、夢にやありけん。今年の五月の事は、現には、よもあるまじなど、賤の苧だまさ繰り返し、昔を思ひ出づるまにまに、書き綴りて、君に目見ゆぬる心地を

し、徒然を慰むる程に、水莖の跡積りて、机にみちぬれば、分ちて、上下二巻とし、名づけて、常陸帶と云ふ。

垂れこめて、獨住む身は、ともに語り合はん人もなく、假初の旅の宿には、考へ明すべき書もなく、全く、彪が見聞きたる事をのみ繰り出でて、そのちらましを記し、なれば、古語に云へる、細き管もて、大空を窺ひ、鼎の中なる、一切の肉を嘗むるに均しかるべき。

抑、昔より、忠臣孝子とも云はるゝ人の世の
禍に逢ひて、覺ゆぬ罪蒙れる者少からず。異
國の事は、擧げて數へ難く、又、近き世の事は、
憚あれば、得も云はず。菅原の大臣は、誠を盡
して、寛平の政を補ひぬれども、讒者の爲に、
西の果なる筑紫の配所に赴き、大塔の皇子
は、身を竭して、元弘の亂を平げ給ひしかど
も、姦臣の爲に、東の鄙なる相模の窟カヤに潛み
給ふ。いとあさましく、いと、づれなきわざに
はあれど、年を経、世を重ねるに隨ひ、其の名
いやまして香しく、百千年の今日まで、稚き
童、賤しき民までも尊び畏みぬるを見れば、
我が君、一たび、浮世の禍に逢ひ給ふとも、千
年の後までも、御名輝きて、萬世の鏡となり
給はんこと著し。

乞かはあれど、現の世には、得明ならで、末遠
き後の世を待ちなんこと、天が下の亂れた
る時は、さもこそあらめ。今、九重の空曇りな

く、眞澄の鏡明にして、朝廷の御惠至らぬ
隈もなく、殊に、大將軍の君は、玉鉢の、直なる
道を慕ひ給ひて、萬の政、よこしまなるを去
りて、正しきに就き給ふこと、諸人の仰ぎ奉
る所ふれば、一たびハ、さばへなす輩に任せ
給ふとも、寒けき風和ぎて、長閑なる春の日
に、梅が色香見する如く、立ち蔽へる浮雲消
れ失せて、爽なる秋の夜に、月の光さやけき
が如くに、我が君、もとより、曇なき御心、殊に

著く、濁に染まぬ御身、殊に、すがぐしくな
り給はんこと、疑ふべくもあらず。されば、板
廂、雨漏る、假の宿に、昔を忍びて、涙に沈める
賤が身も、曇れる眼推し拭ひ、こほれる袂う
ち拂ひて、常陸帶の例を引きて、再、君を拜み
奉らんことのあらざらめやは。(藤田處)

文法 詞ノ集マリテ、完全ナル、一ノ思想ヲ表シ
タルモノヲ、文トイフ。例ヘバ、五月雨降る。
空は晴れぬ。袖は乾かず。御襷も過ぐナド
イフガ如シ。

第六課 雨

雨季の詩文

三十

雨は四季によりて、その趣を異にせり。



春雨は細にして静なり。一雨毎に暖になりゆき、草木の芽もやうやうに萌に出づ。

梅の實の黄ばむ頃より、二三十日間降り續く雨を、さみだれとも、梅雨ともいふ。稻の植付は、この間にするなり。

暑さ堪へがたき折節、空、俄にかき曇りて、盆

を覆すばかり降りしきる夕立には、夏をも忘れつべし。

時雨降りそむれば、野山の草木は、薄く濃く染めいでて、花にもまさる眺

なり。

雨は又人生にも、大なる關係を有す。諺に、五風十

雨とて、五日に、一たび、風

吹き、十日に、一たび、雨降るときは、五穀、豊に
みのるといへり。

雨の量は、同じ地方にても、年々同じからず。
概していへば、熱帶には多くして、温帶には、
稍少く、寒帶には、甚稀なり。

熱帶地方にては、濕季と乾季とあり。濕季には、驟雨、屢至り、又、雨、數日に亘ることあり。乾季には、絶じて、雨ふらず。されども、露のおく
こと多し。

我が國は、溫帶に位するが故に、
熱帶地方よりは、雨量少けれど
も、海を圍らしたれば、水蒸氣に
富み、且、溫暖なる海流と、貿易風
との影響を受けて、同帶の大際
地方よりは、其の量多し。

太平洋の海岸は、夏季、東南の風多く、日本海
の沿岸は、冬季、西北の風多し。而して、本州の
中央には、高峻なる山脈ありて、風路を遮り

たれば、西北風の伴へる濕氣は、こゝに結びて、雪となり、東南風の含める濕氣は、乃、凝りて、雨となる。夏は、北陸、山陰に、晴天の日多く、冬は、東海、南海に、雨少きは、是の故なり。

第七課 田中藤六

瀬戸内海ノ沿岸ハ、雨少ク、空氣乾燥セルガ故ニ、最、製鹽ニ適シ、就中、播磨ノ赤穂、周防ノ三田尻、阿波ノ齋田ハ、此ノ業盛ナリ。

三田尻ノ製鹽業ハ、慶長ノ頃ヨリ發達シ、明

和ノ頃ニ至リテ、大ニ衰ヘシヲ、田中藤六トイフ人、之ヲ再興セリ。

藤六ハ、三田尻ノ人ナリ。曾領主、製鹽ニ精シキ者ヲ求メシニ、藤六、建議シテ曰ハク、凡、製鹽ハ、三月ヨリ八月マデヲ、期節トシ、鹽田ヲ二分シテ、隔日ニ用ウベシ。是、田力ヲ休メ、人力ヲ省ク道ナリト。領主、其ノ議ニ從ヒシカバ、製鹽ノ業、盛大ニ赴ケリ。

藤六、又、内海沿岸ノ鹽戸ヲ遊説シ、天明八年、

同業者ヲ、備後ノ尾道ニ會シテ、誓約ヲ結バ
シメタリ。是現今存立セル十州鹽田會ノ濫
觴ナリ。十州トハ、播磨、備前、備中、備後、安藝、周
防、長門、阿波、讃岐、伊豫ノ十箇國ヲイフ。爾後、
十州ノ鹽田、大ニ開ケ、鹽戶、次第ニ増加シテ、
年々ノ產額、數百萬石ヲ超ユルニ至レリ。領
主、大ニ、藤六ノ功ヲ賞シテ、三田尻ノ製鹽業
ヲ管理セシメキ。

藤六、常ニ曰ハグ、吾ガ說、モシ、一國ニ行ハレ

ナバ、一國ノ利ナラン。天下ニ行ハレナバ、天
下ノ利ナラント。其ノ遺言、數十條アリ。皆、鹽
田ノ良計ナリ。三田尻ノ人々、藤六ノ遺德ヲ
追慕シテ、鹽田碑ヲ建テ、其ノ事蹟ヲ勒セリ。
後、播州ノ鹽業家、亦、碑ヲ建テ、其ノ功ヲ刻
シ、永ク、後世ニ傳ヘタリ。

第八課 博覽會

内國勸業博覽會は、我が國の殖產を勵まし、
民業を改善せしめんとて設けたるなり。第

一回の開設は、明治十年、西南の亂鎮定せし時にて、第二回は、明治十四年、國會開設の詔勅を發し給ひし年、第三回は、明治二十三年、帝國議會創設の年なりき。會場は、毎回、東京と定まりしかども、第四回は、明治二十七年、桓武天皇の奠都一千百年の紀念祝祭に際し、京都にて開會したり。

この第四回の開會は、日清戰役に際したれば、國家は多事なりしかども、よく、産業を獎勵することを怠らざりき。第五回は、明治十三年にて、會場をば、大阪に定めたり。

勸業博覽會にては、各地の出品を種類に因り、各部に分ちて陳列し、又、適當の方法にて、場内に排列す。農產物、農具



木材等の類をば、農林館に置き、魚介、海藻、漁具等は、水産館に陳ね、工藝館には、織物、焼物、塗物等を蒐集し、器械館には、電氣、蒸氣等の機關、及、印刷、製絲、紡績等、すべての器械を裝置せり。又、繪畫、彫刻の諸品は、美術館に、古代、若くは、海外の名品は、参考館に陳ねたり。

かくの如くにして、各、其の優劣を競ふが故に、製造者は、これによりて、我が短所を改め、他の長所を學ぶを得べく、物品の需要者ハ、

各地產物の良否を知りて、我が好むものを選ぶを得べし。

此の博覽會の外、各地に、展覽會、共進會、品評會等あり。又、萬國大博覽會といふものあり。明治二十六年、北米合衆國市加古に開きしもの、及明治三十三年の、佛國巴里萬國大博覽會等の如き、是なり。

第九課 建築

家、藏、會場、工場、社殿、堂塔などの類を、建築物

或は、建物といふ。此等のものを造らんには、まづ、其の繪圖を製し、適當の場所を選ぶべきなり。

場所は、高燥にして、南に面する地を選び、家屋は、東南に向はしむるをよしとする。是、日光を受くるに宜しくして、人の健康に適し、且、家を、永く保存するを得べければなり。

建築に着手する初にハ、先、地形を固むべし。石造、煉瓦造等には、殊に然り。木造の家は、地

形成りて後、礎を据ゑ、土臺を置き、柱を立つ。柱の上に、桁と梁とを横へ、棟木より、椽を垂れて、その上に、茅、板、及、瓦を葺きて、屋根とするなり。後、床を張り、壁をぬり、疊を敷き、床、押入を附け、戸、障子、唐紙等を建つ。此の類のもの、造作と云ふ。

家の内をば、居間、客間、寝間、臺所等に分ち、職業によりては、店、仕事場等を設く。客間にには床ありて、書画を掛け、花を挿して、室内の飾

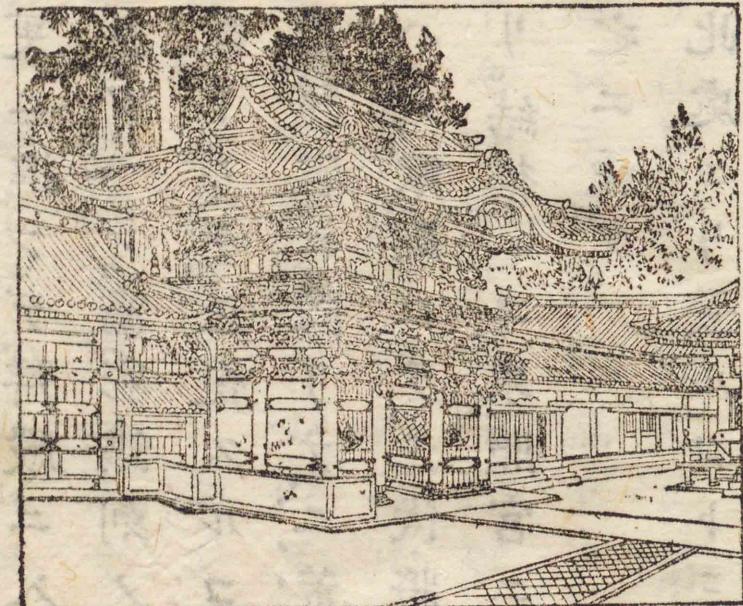
とし、居間には、押入ありて、家財、道具を入れ置く。物置、藏門等は、家に附屬する建物なり。されども、町家にては、通例、表門を設くることなし。

建物には、種々の制あり。社殿には、多く、我が國古代の制を存し、寺院、堂塔には、支那より傳はれる法を用ゐたり。近時行はるゝ石造、煉瓦造等は、歐米の建築法なり。

第十課 日光山

我ガ國ノ名勝中、建築ヲ以テ著レタルハ、日光山ナリ。此ノ地、老樹、枝ヲ交ヘテ、晝尚暗ク、鮮苔、露ヲ帶ビテ、綠滴ラントス。清流ノ、石ニ激スルハ、恰、雪ヲ散ラセルガ如ク、湖水ノ、山間ニ、淵ヲナセルハ、藍ヲ湛ヘタランガ如シ。カク麗シキ、天然ノ景色ニ、人工ノ美ヲ盡シタル殿樓ノ、樹間ニ隱見スルハ、即、東照宮ニシテ、結構ノ壯麗ナル、筆紙ニ盡シ難シ。ソノ設計ハ、甲良豐後ノ手ニ成レリトイフ。

山麓ノ大谷川ニ、神橋ヲ架セリ。朱塗ニ、金々具ヲ付ケタル反橋ニシテ、溪流ト相映ジテ、甚美ナリ。此處ヲ過ギテ、老杉矗々タル間ヲ登レバ、石造ノ一大華表アリ。表門ヲ經テ、尚進メバ、陽明門ニ到ル。左右ニ、各六十間ノ廻廊ヲ設ケ、楣椽梁桷ニハ、遍ク、人物花卉、珍禽奇獸ヲ彫刻シ、金碧燦然トシテ、入目ヲ眩セシム。其ノ畫工、彫工ニハ、狩野探幽、左甚五郎ノ如キ、當時ノ名人ヲ鍾メタレバ、意匠、天造



ノ妙ヲ奪ヒ、觀ル者ヲシテ、日ノ傾クヲ知ラザラシム。故ニ、又、日暮門ノ稱アリ。コ々ヲ過グレバ、唐門アリ。用材悉唐木ナリ。ソノ彫刻ハ、精巧ヲ極メ、飛龍躍ツテ、虹梁ニ、玉ヲ爭ヒ、天女、樂ヲ奏シテ、天井聲アルカト疑ハル。

更ニ進ンデ、拜殿ニ入レバ、内ニ、六十餘疊ヲ
敷クベシ。畵彩鑄刻ノ妙、言語ニ絶シ、光彩陸
離トシテ、正視スルコト能ハザラシム。

東照宮ニ隣リテ、ニ荒神社アリ。之ニ竝ベル
ハ、大猷廟ニテ、三代將軍家光ヲ祀レル處ナ
リ。結構、一二、東照宮ニ擬ヘ、彫刻、裝飾ノ美、亦
之ニ亞グ。

此處ヨリ登ルコト、三里ニシテ中禪寺湖ア
リ。嘗行幸ノトキ、名ヲ、幸湖ト命ジ給ヘリ。男

體山ノ下ニアリテ、周囲八里。煙波杳渺トシ
テ、山影倒ニ、湖心ニ落チ、風光、最喜ブベシ。水
溢^ルテ、華嚴ノ瀧トナリ、懸崖ヲ直下スルコ
ト、七十餘丈。萬雷怒號シテ、毛髮ヲ豎テシム。
ソノ下流ハ、即、大谷川ナリ。裏見ノ瀧ハ、高サ
十餘丈。崖腹ノ小徑ヲ攀ヂテ、裏面ヨリ望メ
バ、珠簾ヲ懸ケタランガ如クニシテ、頗奇觀
ナリ。霧降ノ瀧ハ、高サ、二十丈ニ餘レリ。水碎
ケテ、霧トナリ、五彩ノ虹ヲ現ズ。

此ノ外遊覽スベキモノ、含満ノ淵、湯湖、湯瀧等、枚舉スルニ遑アラズ。地、幽邃ニシテ、納涼ニ適シ、又、紅葉ニ、名アルガ故ニ、夏秋ノ候ニハ、杖ヲ曳クモノ、殊ニ多シ。

文法

縹漓れん、晝暗し等ノ文ニテ、縹、晝ハ、文ノ

主タルモノニテ、之ヲ、主語トイヒ、漓れん、暗しハ、主語ヲ説明セルモノニテ、之ヲ、觀明語トイフ。文ニハ、必、コノニ語ヲ要ス。

第十一課 皇國の美術

わが國は、暑さ寒さの程よく、山の姿、水のけ

はひさへ、類なく美しきにあひて、人の情も、やさしくみやびやかなり。さるが上に、世々、明き、清き真心もてる祖々の血筋受け得つれば、武き、直き性ぞ、自備りける。されば、美術といはるゝ數多のわざも、自、外國々と様かはり、皇國人の性情を現して、夙くより、美しく、世に匂ひ出でたりき。

今、古昔の状を、くはしく知るに、由なけれど、漆もて、物を塗り、土にて、器造り、書かくわざ

なども、紀元より前の世に開け、世々、そのわざにかづらひし氏人さへ定まりて、朝廷に仕へ奉りしさま、古文になん見ゆる。塗物のわざは、平城の宮より、平安の都の初の頃に至りて、漆部といふ司さへおかれ、金をはじめこみてぬれる抹金鑄マツキンヂル、平文などいひとつる器、今も、御物の中にありと承れば、其のかみ、この業の進みしことぞれしはかられぬべき。

武家の政をす世となりて後、鎌倉、室町の頃にも、名高き工ありしに、江戸の時めきし世よりぞ、其のわざ、一きは進みにけん。名を得たる人々、つぎくに出で來にけり。この人々の作りし塗物の光は、さらしく、外國人の目にさへ耀きたりき。

書かく業、土にて、物作る業なども、韓、唐土より、其の法を傳へてより、古の様漸に改まりぬれど、異なる性情を備へたる皇國人なれ

ば、外國の様を模しつゝも、本つ國の物よりは勝れて、れのづから、いひ知らぬ趣をこそなしたりけれ。

その外、手かく風、物刻む業なども、皇國人の手に成り調ひては、皆、唐様と異なる方に移りにたり。今、かかる事どもを考へわたすにも、皇國人ハ、自、皇國人の性情のそなはれることぞ知られたる。

あはれ、皇國の美術、彌、益進みゆくハ、やがて、

皇國のはににしあれば、美しき山水にあはて、美しく、武く、直き性情を具へたる皇國人よ。いかで、この任に當らざらめや。いかで、其の美を、美とせざらめや。(繪畫叢誌 小津久定)

第十二課 法朗西及伊太利

法朗西は、歐洲中、最、美術の盛なる國にして、首府巴里の華麗なること、世界に、比なし。歐洲の流行は、概、巴里より始まる。

此の國、工業發達して、製造品、甚多く、中にも

著名なるは、織物、陶器、及、絹布の類にて、葡萄酒、金銀、寶玉の諸細工、裝飾品等、之に亞ぐ。コブランは、最美麗なる毛織物にて、織り出だせる種々の畫紋は、恰、油繪を觀るが如し。又、セーブルと稱する磁器は、品質、最精良なり。セーブルは、元、磁器製造地の名稱なりしに、移りて、磁器の稱となれる事、猶、我が國にて、瀬戸の、陶器の通稱となれるが如し。里昂の絹布、亦、有名なり。新様を趁ひて、珍奇

の縞柄を織り出だす。其の意匠、頗巧妙なり。此の國、歐洲の中央に位し、兵備、甚嚴にして、造兵、造船の業も、亦、頗盛なり。

佛國の東南にありて、地中海に突出せる半嶋を、伊太利といふ。歐洲中、最暖にして、養蠶に適し、精良なる生絲を製出す。この國の風物ハ、我が國に肖たるもの多く、ベスヴィニアスの火山、チープルの海岸、羅馬の舊都、ヴェニスの市街等、宛然、畫圖を展べたるが如し。

首府羅馬にハ、宮殿、樓廊等、建築壯大なるもの多し。此の地ハ、嘗、全歐を統轄せし羅馬帝國の舊都也して、今、尚、昔日の名殘を存し、夕陽、廢墟を照らす邊に、遺跡を弔ふ旅客すくならず。

第十三課 後藤祐乘

後藤祐乘ハ、從五位右衛門尉基綱ノ嫡男ナリ。永享六年、美濃ニ生ル。幼ニシテ、彫刻ノ技ヲ嗜ミ、戯ニ鐫刻セシモノモ、精妙、眞ニ逼リ。

老成者ヲシテ讚嘆セシメタリキ。

八歳ノトキ、土砂ニテ、猿ノ形ヲ造リ、之ヲ、庭上ニ置キシニ、鳥翔リ來テ捕攫シ去リキトイフ。將軍足利義教、之ヲ聞キ、召シテ、近侍トシ、厚ク寵遇セリ。



祐乘、生長シテ、右兵衛尉トナル。偶、讒ニ遭ヒ
チ、獄舎ニ拘繫セラル。時、三伏ノ候ニ際シ、炎
暑酷烈ナリ。獄吏憐ミテ、渴ヲ醫セヨトテ、一
顆ノ桃ヲ與フ。祐乘、窃ニ小刀ヲ請ヒテ、桃核
ニ、山王七社ノ神輿船十四艘、猿六十三頭ヲ
刻ミ、獄吏ニ贈リテ、恩ヲ謝セリ。

獄吏之ヲ、義教ニ獻ズ。義教、見テ驚嘆シ、宥シ
テ、常ニ刀劍飾具ノ彫刻ニ從事セシム。

嘗、短刀ヲ裝飾ス。鞘ニハ、銀地ニ、金ノ雲龍ヲ

高彫ニシ、目貫ニハ、壽老人ノ、鹿ニ凭リテ坐
セル様ヲ彫刻セリ。其ノ精緻ナルコト、序鱗
一毛ノ微モ、尚、眞ヲ失ハザリキ。又、笄ニ、九曜、
雁、水鳥等ヲ彫刻ス。義教甚、之ヲ愛重セリ。後、
其ノ妙技、叢聞ニ達シ、法印ノ號ヲ賜ハル。
祐乘、高彫ヲ創意シ、優ニ、一家ノ手法ヲ開ク。
技能、韻致ニ富ミ、ソノ鑿痕、疎ナルガ如クニ
シテ、却リテ密ニ、神機活動シテ、殆、天工ヲ奪
ヘリ。

子、宗乘、技父ニ劣ラズ。孫、乘眞モ、亦、妙工ノ聞高シ。當時、京都ハ、兵亂ノ後ニテ、自畫、盜賊徘徊シ、其ノ勢、猖獗ナリシカバ、乘眞憤慨シテ、彫刻ノ傍、毎夜、禁廷ヲ警メテ、叡感モカクヲ蒙リキ。

第十四課 職業の苦樂

繪畫、彫刻、音樂、文藝等に從事する人々を見れば、苦なくして、樂多きが如くなれども、其の巧妙の極に達して、人を感動せしむるに至るには、非常の苦心を要するなり。

肥馬に跨り、長剣を帶び、萬軍を指揮する將帥の任は、安逸なるが如くなれども、銃を擔ひ、大砲を牽き、山野を馳驅する兵士に比して、苦心、孰か多かるべき。水夫、火夫等の作業は、困難なるべけれども、運轉手、機關手の職務は、却りて、容易ならざるべく、數十萬圓の貨物と、幾百人の命とを預れる船長の心労は、更に大なるべし。

凡、身體を勞する者は、心を勞すること少く、

心を勞する者は、身體を勞すること少し。畢竟、心と身との差別はあれども、如何なる業にても、勞苦をきはなかるべし。

一すぢに心さだめよ濱千鳥

いづこの浦か波風のなれ

實に、この歌の如く、世間の事、一として、勞苦の伴はざるはなく、隨ひて、亦、種々の困難にも遭遇せん。之に堪へ得ずして、數其の志を變ぜんには、何事も成就せざるべし。

常に、艱難に堪へて、一意事業の發達、技倆の進歩を期し、その間、毫も、倦怠の念を起すことをなからんには、梅花の、風霜に耐へて、馥郁たる香氣を發するが如く、終には、成功の樂を得べきなり。

苦あれば、樂ありといへり。何事にも、苦勞如何を顧みず、唯、一心に勇進せば、今日の苦勞は、却りて、後日の樂とならん。

されば、勞苦は、やがて、娛樂を得べき道にし

て、艱難は、實に、人をして、玉たらしむるものと謂ふべし。

第十五課 音樂

谷川の流るゝ音、松吹く風の聲ハ、何となけれど、興ありて、をかしく聞きなさる。梅の花の咲きそめたるに、鶯の、初音もらしたる、萩、尾花、露しげきに、松虫、鈴虫の聲しきるなど、誰かは、あはれと思はざらん。又、笛を吹き、琴を彈じ、鼓を擊らなどして、いひしらぬ音を

起さしむれば、面白さ、更に深かるべし。

古の人ハ、もはら、笛、笙、簫、築、琴、琵琶などを、好みて弄べりき。博雅の三位といひし人は、琵琶の秘曲を學ばんとて、年久しく、逢坂山の盲人の許に通ひて、その奥義をさとり、新羅三郎義光ハ、陸奥の合戦に赴く途に、足柄山にて、先師の子に、笙の大事を授け、無官の大夫敦盛は、一谷の城中にて、夜半に、笛を吹きすさみしに、翌日、戦死のをりも、尚、之を所持

してありきといふ。

近き世となりては、三味線、胡弓、筑紫琴、尺八、さては、洋琴、風琴など行ひる。其が中には、調子のいやしきがありて、人の心をみださしむる媒となるも少からず。音樂ハ、人を感じしむること深きものなれば、常に、しらべいやしきを嗜まば、心隨ひて、卑くなり、しらべ高く、たのもむき妙なるを好みば、心も、自けだからくなりぬべし。

古文法　主語、説明語ノ外ニ、客語トイフアリ。名詞、

代名詞ニ、に、を、そ、より、まで等ノ助辭添ハリヲ成ル。鶯、初音をもたらす。義光、合戦に赴く等ノ文ニテ、初音、合戦等ノ如シ。

第十六課　自然物ノ利用

宇宙ノ森羅萬象、其ノ類甚多シ。之ヲ御スルニ、道ヲ得レバ、皆人生ノ需要ヲ助ケテ、ソノ使役ニ服セザルハナシ。

人若衣服ヲ得ント欲セバ、木綿、羊毛等アリテ、輕暖ノ被衾ヲ供シ、家屋ヲ建テント欲セ

バ、老杉、古松、到ルトコロニ繁茂セリ。又、五穀
ハ、穰々トシテ、野ヲ墳メ、果實ハ、累々トシテ、
枝ニ熟シ、潑刺タル魚族ハ、河海ニ充チ、滾々
タル清泉ハ、溪間ニ湧出ス。イヅレカ、飲食ノ
資トナラザラン。暖ヲ取ランニハ、石炭アリ。
暗ヲ照ラサンニハ、石腦油アリ。電氣燈ノ、赫
耀トシテ、不夜城ヲ現出シ、蒸氣力ノ、猛然ト
シテ、汽車、汽船ヲ駛ラシムル等、イヅレカ、人
世ノ利器タラザラン。夫人、禽鳥和鳴シテ、宛

轉ノ聲ヲ弄シ、百花爛漫トシテ、天嬌ノ美ヲ
極メタルガ若キモ、人ノ耳目ヲ喜バシメテ、
優ニ、餘アリト謂フベシ。

然レドモ、人々、ヨノ賜ヲ享有スベキ道ヲ講
ゼザランニハ、衣食ヲ求ムルコト、飛禽、走獸
ニダモ及バズ、外界ノ物象ハ、却リテ、我ガ敵
トナリテ、終ニハ、生命ヲモ奪フニ至ラン。
サレバ、智德ヲ備ヘテ、萬有ノ主長トナリ、之
ヲ征服シ、之ヲ左右シテ、其ノ生ヲ全クセザ

ルベカラズ。

古代ニハ、自然ヲ制スル道、備ハラザリシ力
ドモ、人智ノ開タルニ從ヒテ、種々ノ器械ヲ
發明シ、又蒸氣、電氣ヲモ驅役スルニ至レリ。
嘗、氾濫滔々トシテ、人畜ヲ害シ、田園ヲ荒シ
タリシ河水モ、今ハ却リテ、人生ノ用ヲ辨ジ、
灌漑ノ餘瀝モ、水車ヲ運轉シテ、ハ、工藝技術
ヲ助ケ、勤勉シテ、怠ナキ職工トナレリ。又、樹
ヲ抜キ、屋ヲ倒スベキ風力モ、適度ニ應用ス

レバ、終歲、役々トシテ、車ヲ轉ジ、船ヲ進ムル
叔僕トナリテ、曾、其ノ勞ヲ辭スルコトナシ。
此ノ如ク、自然ノ庶物ハ、人ノ生活ヲ補益ス
ルニ足ラザル者ナシ。吾人ハ、益、科學ノ智識
ヲ養ヒテ、利用厚生ノ道ヲ計リ、天與ノ恩惠
ヲ暴珍ボカシセザランコトヲ勉ムベキナリ。

第十七課 和蘭及瑞西

獨逸の西北にある一小國を、和蘭といふ。土
地、海面よりも低く、動もすれば、北海の波、國

中に侵入する虞あれば、海濱に、堤防を築きて、之を防げり。かく、天然に、不利益なる國なれども、人民、勤勉にして、産業に熱心なるが故に、溝渠を設けて、運輸交通の便を圖り、卑濕の地を、乾燥せる平野として、穀物を作り、牛羊を牧し、乾酪を製して、諸國に輸出す。又、北風、常に吹きすぎみて、甚、愉快ならざれども、この風力を利用し、到る處、風車を設けて、種々の工業に應用せり。

國の廣さは、我が九州より、稍大なるに過ぎざれども、嘗、西班牙の羈絆を脱して獨立し、今より百餘年前までは、海上の霸王と呼ばれて、至大の領地を、海外に有し、其のアムス



テルダムは、今、英京倫敦の如く、宇内商業の中心たりき。

和蘭の平野を流る、ライン河の上流に當りて、瑞西國あり。アルプス山の間にありて、風景佳絶なり。雪を戴ける山巔の、夕陽朝暉と映發して、影を、青藍の湖心に落せる、天に懸れる瀑布の下より、雲湧き起りて、遠雷の、遙に深谿に轟き渡るなど、水光山色の美、比稀なり。

瑞西は、殆、和蘭に等しき小國なれども、風俗質素にして、人民剛健の氣象に富みたれば、法朗西、伊太利、墺太利、及、獨逸等諸強國の間に介在して、曾、凌辱を受けしことなし。又、昔より、偉大の人物輩出して、或ハ、教育を興し、或は、平和を唱へ、道徳を勵まし、等のこと多し。かの萬國赤十字社を創立せるも、亦、この國なり。

歐洲中、最高き山地にして、ライン河、及、ロー

ン河等、著名の大河、皆源をこゝに發す。隨ひて、瀑布激流等多きが故に、水力を用ひて、工業を營むもの多く、ことに、デュ子トヴの時計は、精巧無比の稱ありて、諸國に輸出すること盛なり。

第十八課 富

以手紙申上候松濤先生頃より經濟学研究仕居各處初の事として彼是判然致意往々共數多有之申れまづ差當り富と申ることに

就きて不審の箇條左より相應に仰りと申す

乍ら西倒山教示を仰け

二、現在多くの貨幣を有せばとも富者と謂をるゝハ何故みて以歟

三、有用の物は盡價あるものと申雖ても差支へ無じ難い哉

四、富既造り候よハ土地と勞力とのみに

て十分に可有し矣哉

古乍失於書中を以て陸網中止後頃者

返事

是書而存見致け此頃ハ經濟學研究の由
結擇の儀は儀は存ぜられ候雖ふハ多一其
情同合の件ニ左下解說致け

一、貨幣と物價を量る尺度ふ過ぎば可致
之ハ多くとも價多き物を深山等有致
石けり少富者と可致サレ

二、日光空氣水等ハ皆有氣の物ふ候へ共
保給は限ふくはゆ氣價なき物とお案
居候されども日向のよ一あし空氣の
乾濕飲用水の良否等によりて地價に
高下の生ざること有之候へべ此等特
別ある場合ふへ富の一級は數つらる
べく又船中海底鐵坑沙漠等に在りて
供給ふ限ある場合等ハ他の有價物と
同ト々富とお成可申候

三、供給に限らずても需用ふきものは市
價を有せばして富とい申難く能ひ付
各國の荒地をば如何程所有致所候と
も富者と申すことは出来旨考へされ
どもまさに労力を加へ致りて貴重の
田畠山林とお成價格を生ト可申矣さ
きば土地と労力との富候造る要件と
して數ふることに相成居候

四、富を送るに尚一つ大切なるい資本に

は産業資本無之豆りづ土地を求むる
ひとも人夫を使役して勞力増加ふる
こともお宋やまぐく候

大略此にて後土地と労力と資本とい富
を造る三要素不有之候現今我國に相
に土地と人力と資本し候へ共資本も未十
分とハ少ざるまトク候へば何卒一取協同
して之を殖すべき道経計畫致度事ふ良商
秀細ハ皆面會の折りより述け不宣

第十九課 會社

富ヲ造ルニハ、多人數、互ニ、資本ヲ合シテ、事業ヲ營ムヲ利アリトス。此ノ如クスルヲ、會社トイフ。

會社ニハ、合名會社、合資會社、株式會社ノ三種アリテ、各、農工商等ノ業ヲ營ム。各、會社ニハ、株主、若クハ、社員等アリテ、資本ヲ供シ、社長、取締役、監查役等ノ役員アリテ、營業ニ從事ス。

合名會社ハ、數人、互ニ、資本ヲ合セテ、事業ヲ營ム。會社ノ責任ハ、其ノ資本ニノミ止マラズ、社員各自ノ身代ニモ及ブモノトス。故ニ、之ヲ稱シテ、無限責任ノ會社トイフ。

合資會社ハ、ソノ責任、各社員ノ釀出セル資本金額ニノミ止マル。然レドモ、業務執行中ニ生ジタル會社ノ義務ハ、特ニ、無限責任ヲ負ヘル社員、名字ヲ、社名ニ用井タル社員、及、業務擔當社員等ノ責任トシ、普通ノ社員ハ、

資本金ノ外ニ、辨償スルヲ要セズ。

株式會社ハ、資金ノ總額ヲ、數百、或ハ、數千ニ等分シテ、其ノ一分ヲ、一株トシ、此ノ金額ヲ記シタル證書ヲ製シテ、資金ヲ出ダセル者ニ交付ス。コノ證書ヲ、株券トイヒ、株券ヲ有スルモノヲ、株主トイフ。株券ハ、所有者ヨリ、他ニ轉賣スルヲ得ルモノニテ、會社ノ事業盛大ナレバ、其ノ價騰貴シ、利益少キトキハ下落ス。株主ノ責任ハ、株券ノ金額ノミニ止

マル。故ニ、之ヲ、有限責任ノ會社トイフ。

銀行モ、亦、金錢貸付、貯金預、爲替等ノ事業ヲ營ム會社ナリ。

現今、我ガ國ノ會社ニハ、鐵道會社、郵船會社、紡績會社、電燈會社、各種製造會社、物產會社、保險會社等アリ。

第二十課 保險

人ノ、世ニ在ル、往々、不慮ノ災難ニ罹ルヲ免レズ。保險業ハ、即、之ヲ救フヲ主トスルモノ

ニテ、ソノ種類、一ナラズ。

建物ヲ有シ、又ハ、巨額ノ商品ヲ有スル人、火災保険ノ會社ト契約シテ、一定ノ期間ニ、保險料ヲ支拂ヘバ、不慮ノ火災ニ罹レルトキ、會社ハ、直ニ、契約ノ金額ヲ、ソノ罹災者ニ支拂フナリ。

海路ヨリ、貨物ヲ、遠方ニ送ルニ、荷主ハ、荷物ヲ、船主ハ、船體ヲ、保險ニ付スレバ、海上保險ノ會社ハ、各依頼者ヨリ、一時、若クハ、時期ヲ

分チテ、保險料ヲ支拂ハシメ、其ノ船、遭難セバ、會社ハ、罹災者ニ、保險金ヲ交付ス。

又、生命保險ト稱スルモノアリ。平素、其ノ會社ニ、定額ノ金ヲ拂ヒ込メバ、死後ニ至リテ、會社ハ、保險ノ金額ヲ、其ノ遺族ニ支拂フナリ。危險ナル業務ニ從事スル人ニハ、殊ニ必要ナルベシ。

以上ノ三種ハ、保險事業ノ中、重ナルモノナリ。コノ外、養老保險、教育保險等アリ。一定ノ

年齢ニ達シタル時受ケ取ルベキ金額ヲ契約シテ、常ニ若干ノ拂込ヲスルナリ。保険事業ノ種類ハ、尚甚多シ。

昔時、保険事業ノ起ラザリシ時ニハ、一旦、家屋、商品等ヲ焼失シ、船舶、貨物ノ沈沒ニ遭ヘバ、之ガ償ヲ得ルニ道ナク、巨萬ノ富アルモノモ、一朝ニシテ倒産スルシマヌカレザリシカバ、商業ノ發達ヲ阻礙セラレシコト多カリキ。現今ニ至リテハ、家屋ヲ建築スル者、

貨物ヲ、運漕店ニ託スル者、商品ヲ、倉庫ニ藏ムル者等ハ、各、之ヲ、保険ニ附シ、商品代價ヲ計算スルニモ、必、保険料ノ一項ヲ加フルヲ順序トスルニ至レリ。

文法　主語、説明語、及、客語ニハ、他語ヲ添ヘテ、其ノ意ヲ修飾ス。例ヘバ、世の人、往々、不慮・災難に罹るノ文ニテ、世のハ、人ヲ、往々ハ、罹るヲ、不慮のハ、災難ヲ修飾セルガ如シ。

第二十一課　高田屋嘉兵衛

昔、淡路國の都志村に、高田屋嘉兵衛といふ

者あり。幼より剛勇にして、志凡ならざりき。生長の後、船ふて、松前に往來し、水產物を賣買して、家產漸、豊になれり。

寛政十一年、幕府、千嶋の國^{アシマノクニ}後、擇捉^{アシマツ}を巡察せしめんとして、人を募れり。千嶋ハ、風浪險惡の聞あるが故に、人皆、之を危みしを、嘉兵衛、喜びて、募に應じ、直に出發して、潮流の緩急、暗礁の有無等を測量し、遂に、海を超ひて、擇捉に渡れり。

擇捉には、七百の土人住し、未、漁業の法を知らずして、甚貧困なりき。嘉兵衛、之を憐みて、爲に、十七箇所の漁場を設け、其の法を教へて、生計を助けしかば、土人悦服して、敬ふこそ、神の如し。後、幕府、有司を派して、千嶋の土民を管轄せしめ、大に、嘉兵衛の功を賞して、終身、扶持米を給したり。

是より先、露西亞人、蝦夷の近海に出沒して、常に良民を劫掠せり。適、露艦デアーナ號、我

が近海を測量して、國後島に投錨す。守吏、艦長ガロウイン等を捕ふ。

文化九年、副艦長リコルド、軍艦を以て、我が漂民を、國後島に送り來り、艦長以下を釋されんことを請ふ。守吏、詐りて、已に誅罰せられきと告ぐ。リコルド、怒りて、海上に出で、我が國の船舶を劫掠して、實情を明にせんと欲せり。會、嘉兵衛、擇捉より、海を航して、函館に行かんこす。リコルド、之を脅し、遂に、要し

て、勘察加に赴けり。

時に、露人、銃を陳ねて、嘉兵衛を繞る。嘉兵衛、叱して、之を去らしめ、言ふことあらば、艦長に面して聽かんと呼はれり。リコルド、嘉兵衛の常人にあらざるを知り、上座に延きて厚く、之を禮し、辭を卑うして、ガロウインの安否を問ふ。嘉兵衛、告ぐるに、實を以てし、松前の獄にあるを知らしむ。露人、聞きて、大に喜び、優遇、厚きを加ふ。

嘉兵衛、露領に在ること久しう、能く、其の國語に通ずるを得たり。我が國の水手、主人を呼んで、大將と稱す。故に、リコルド、亦、嘉兵衛を敬して、呼ぶに、大將の稱を以てす。一日、嘉兵衛、從容として、リコルドに説きて曰はく、我が國の有司、ガロウインを釋さるは、露艦、屢、國境に寇して、居民を劫掠せしが故なり。將來、必、此の事なきを誓はゞ、吾、爲に、能く、兩國の和平を謀らんと。リコルド感喜し、翌

年五月、嘉兵衛と共に、勘察加を發して、國後に到り、狀を具して申請せしかば、ガロウイン、終に、拘禁を釋され、多年の葛藤、こゝに解けて、露人再、我が國に寇せざりき。

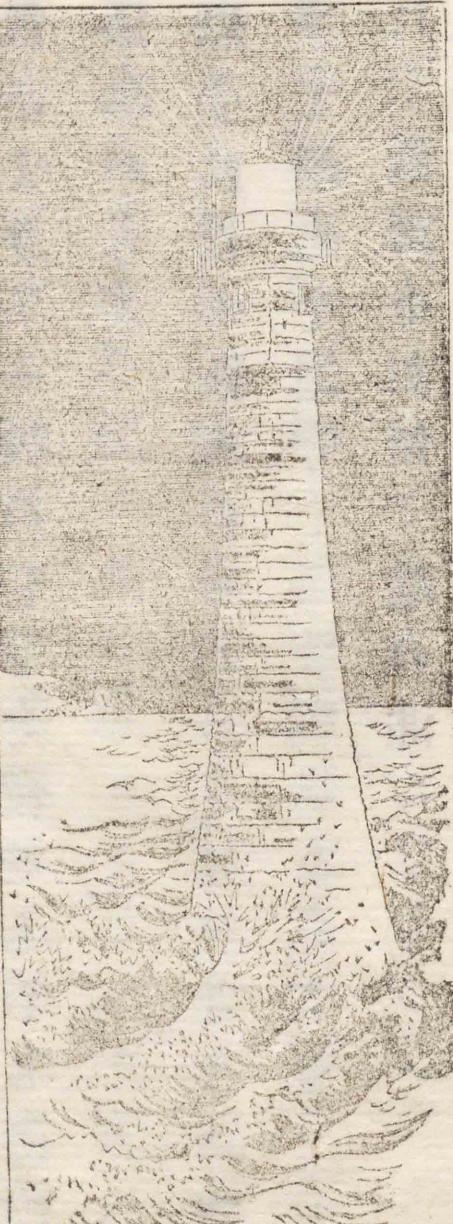
第二十二課 燈明臺

數十日の遠洋航海に倦み果てたるとき、遙に、燈明臺の光を見いでたるばかり喜ばしきは無かるべし。又、波風荒き夜半に、燈明臺を見出でて、航路の安全を得たるばかり心

強きはなかるべし。

燈臺は、暗夜、航海者の目標として、緊要なるものにて、沿岸、到る處の要所に設けたり。發光法には、種々ありて、白色、赤色の動かざるもの、常に迴轉して息まざるもの、白色と、赤色と、交廻轉して閃くもの、閃光斷續して、遠く、海上を照らすもの等の差別あり。航海者ハ、これを觀て、容易に、その、何處なるかを辨知するを得るなり。

構造の法も、亦、種々あり。或は、海中に建てたるもの、巖頭に築けるもの、船の形に造りて



浮べたるもの、浮標の上に、發光を裝置せるもの等あり。又、濃霧立ち籠めて、光線の力に

依ること能はざる時は、汽笛を鳴らし、鐘鈴を振り、或は、空砲を連發し、或は、壓迫せる空氣よりて、一種の音響を發せしむる等、方法尠からず。

燈臺には、必、數人の守衛あり。日没より、日出まで、燈光を看守して、曾、職務を怠る事なし。

第二十三課 壇の浦

元暦二年三月二十四日の卯の刻、源平、壇の浦にて、矢を合せ、互に、舷をたゝいて、鬨をつ

くる。潮たぎりて迅ければ、源氏の船は、三千餘艘、しほにひかれて押し落され、平家の船は、千餘艘、しほにつれてぞ出で來たる。

新中納言知盛卿い、船の艤に立ち出でて、いくさも、けふぞ限なるべき。東國の者共に、弱氣を見すな。軍能くせよ。者ども」と、大音聲にの給へば、近く候ひける飛驒の三郎左衛門景經、『各、此の仰承れや』と呼はつたり。(中略)さる程に、平家ハ、千餘艘を、三手に作る。先陣

い、山鹿の兵藤次秀遠、五百餘艘にて向ふ。二の陣は、松浦黨、三百餘艘にて續きあり。三の陣は、平家の公達、二百餘艘に乗り給へり。兵藤次秀遠は、九州一の強弓精兵なり。我に劣らぬつはもの五百餘人をすぐりて、舟に立て、さしつめひきつめ散々に射けるに、源氏のつはもの、楯もたまらず、射しらまされて退く處に、阿波の民部重能は、子息數能を生擒られて、今は叶はじこや思ひけん。心變

して、源氏になびきぬ。味方の赤旗、赤じるしは、かい捨てられて、いつか、白旗にかはれるを、新中納言、齒をくひしばり悔み給へども、甲斐ぞなき。

かくて、平家の謀に、唐船には、雜人を載せ、兵船には、公達乗り給ひ、源氏、唐船を攻めなば、兵船をもて夾み撃ち、中に取り込みて、一艘も遁すまじきてだてなりしを、重能反忠の後ハ、敵、唐船には、目もかけず、皆、兵船にあつ

まりたり。程なく四國、鎮西のつはものども、亦、平家をば背きければ源氏の兵船、海をれほひぬ。味方、かしこに着かんとすれば、波高くして叶ひがたく、こゝの汀に寄せんとすれば、敵、矢先を渝へて待ちかけたり。

鳴り響く鎧矢の音は、耳を貫きて淒じく、動搖めく鬨の聲は、波にこたへて、湧くが如し。敵のつゝものハ、程もなく手に／＼、船を寄々來り、味方危く見なければ、前の能登守教

經は、今日を、最後とや思それけん。赤地の錦の直垂に、唐綾緘の鎧著て、鉄形打つたる胄の緒をしめ、いか物作の太刀を佩き、二十四さいたる、きりふの矢負ひ、滋藤の弓を持ちて、さしつめ引きつめ射かくるに、ものども、多く射殺さる。かくて、矢種も盡きければ、黒漆の大太刀、白柄の大薙刀、左右に抜きて薙ぎ廻り、敵の撃たるゝもの數知れず。

新中納言知盛卿ハ、能登殿のもとに、使をは

しらせ、此の輩は、皆、雑兵なるに、痛く、罪なつ
くり給ひそ。さりとては、よき敵かは」と宣へ
ば、さては、九郎に組めとにこそ。それは、存す
る所なり。如何はせんと伺ふ處に、判官の船
とすれ合ひたり。能登守、すかさず乗りうつ
り、あはやと、目を懸けて跳りかかるを、判官。
叶はじとや思はれけん。雑刀をば、弓手の脇
にかい挾み、二丈ばかり隔りたる、味方の船
に飛び乗り給ふ。

能登殿、早業や劣りて
おはしけん。續きても
飛び乗り給はず。今は、
かくとや思はれけん。

太刀、雑刀をも海に投
げ入れ、胄も脱ぎ
て捨てられけり。
鎧の袖、草摺をも
かなぐり捨て、胴



許着て、大童になり、大手を廣げてそ立たれたる。源氏の方に、我と思はん者あらば、寄りて、教經いけどりて、鎌倉へ具してゆけ。賴朝にあひて、物一言いはんずるに、寄れや。寄れや』と宣へども、寄る者一人もなかりけり。

こゝに、土佐の國の住人、安藝の郷を知行しける、安藝の大領實康が子に、安藝の太郎實光とて、凡、二三十人が力もてる者、我に劣らぬ郎等を具し、その弟の次郎も、また、人にはすぐれたる兵なり。

彼等三人いひけるは、『假令、能登殿、心ハ、剛に
れはすとも、何程のことかあるべき。長十丈
の鬼なりとも、我等が摑みつかんには、など
か從はざるべき』とて、打物をば、鞘にをさめ
すきもあらせず、能登殿に寄り合ひたり。
能登殿、これを見給ひて、眞先に進みたる郎
等をば、海へ、どうと蹴入れ給ひ、續きてかゝ
る太郎をば、弓手の脇にかい挾み、弟の次郎

をば、馬手の脇に取りて挾み、二しめ三しめ
しめられけるが、いざうれ。おのれ等。死出の
山路のともせよとて、海へぞ飛び入り給ひ
ける。

平家物語抄舞

第二十四課 御宸翰

朕、幼弱ヲ以テ、猝ニ、大統ヲ紹キ、爾來、何ヲ以
テ、萬國ニ對立シ、列祖ニ事ヘ奉ラシヤト、朝
夕、恐懼ニ堪ヘザルナリ。竊ニ考ルニ、中葉、朝
政衰テヨリ、武家、權ヲ專ラニシ、表ハ、朝廷ヲ
推尊シテ、實ハ、敬シテ、是ヲ遠ケ、億兆ノ父母
トシテ、絶テ、赤子ノ情ヲ知ルコト能ハザル
様計リ成シ、遂ニ、億兆ノ君タルモ、唯、名ノミ
ニ成リ果テ、其ガ爲、今日、朝廷ノ尊重ハ、古ヘ
ニ倍セシガ如クニテ、朝威ハ、倍衰ヘ、上下相
離ル、コト、霄壤ノ如シ。カ、ル形勢ニテ、何
ヲモツテ、天下ニ君臨センヤ。今般、朝政一新
ノ時ニ膺リ、天下億兆、一人モ、其處ヲ得ザル
時ハ、皆、朕ガ罪ナレバ、今日ノ事、朕、自身骨ヲ

勞シ、心志ヲ苦メ、艱難ノ先ニ立チ、古列祖ノ
盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ、治績ヲ勤メテコソ、
始テ、天職ヲ奉ジテ、億兆ノ君タル所ニ背カ
ザルベシ。往昔、列祖、萬機ヲ親ラシ、不臣ノモ
ノアレバ、自將トシテ、コレヲ征シ給ヒ、朝廷
ノ政、總テ簡易ニシテ、如此尊重ナラザルユ
エ、君臣相親シミテ、上下相愛シ、德澤、天下ニ
洽ク、國威、海外ニ輝キシナリ。然ルニ、近來、宇
内、大ニ開ケ、各國、四方ニ相雄飛スルノ時ニ

當リ、獨我ノミ、世界ノ形勢ニ疎ク、舊習ヲ固
守シ、一新ノ効ヲハカラズ。朕、徒ラニ、九重ノ
中ニ安居シ、一日ノ安キヲ偷ミ、百年ノ憂ヲ
忘ル、トキハ、遂ニ、各國ノ凌侮ヲ受ケ、上ハ、
列聖ヲ辱シメ奉リ、下ハ、億兆ヲ苦メンコト
ヲ恐ル。故ニ、朕、コヽニ、百官諸侯ト、廣ク相誓
ヒ、列祖ノ御偉業ヲ繼述シ、一身ノ艱難辛苦
ヲ問ハズ、親ラ、四方ヲ經營シ、汝億兆ヲ安撫
シ、遂ニハ、萬里ノ波濤ヲ開拓シ、國威ヲ、四方

ニ宣布シ、天下ヲ、富岳ノ安キニ置カソコト
ヲ欲ス。汝億兆、舊來ノ陋習ニ憤レ、尊重ノミ
ヲ、朝廷ノ事トナシ、神州ノ危急ヲシラズ、朕、
一タビ、足ヲ舉レバ、非常ニ驚キ、種々ノ疑惑
ヲ生ジ、萬口紛糾トシテ、朕ガ志ヲナサザラ
シムル時ハ、是、朕ヲシテ、君タル道ヲ失ハシ
ムルノミナラズ、從テ、列祖ノ天下ヲ失ハシ
ムルナリ。汝億兆、能々、朕ガ志ヲ體認シ、相率
井テ、私見ヲ去リ、公議ヲ採リ、朕ガ業ヲ助ケ

テ、神州ヲ保全シ、列聖ノ神靈ヲ慰シ奉ラシ
メバ、生前ノ幸甚ナラン。(明治元年三月十四日下詔)

文法　主語、説明語、及、客語ハ、省カル、コトアリ。
例ヘバ、源氏の方に、我(汝ニ敵セシ)と思は
ん者あらば、(ソノ者、我ニ寄りて、教經いけ
どりて、教經ヲ鎌倉へ具してゆけノ如シ

第二十五課 大和心

後醍醐天皇御製

世を守り民安のれをいのるこそ

出づすもわざ身につきぬおもひなりけま
歎語聞天皇

天の下あれはもれむ日のごとく

數しも分のぬきみづめぐみは

(大江宗秀)

世の中にたもひあれども子をこふる
思ひふまさるたもひなきかな

(紀貫之)

家富みてあるぬ事ふくつかふとも

報いるものかおやのめぐみは

(小澤蘆庵)

埋火のあよりのどかにはらから

まをわせし夜ぞこひしかりくる

(源定道)

れもふどちまとわせる夜をからにしき

たゞまくをしき物にぞありぐる

(讀人不知)

おきしまの大和ごろを人とは、

あさ日によふ山ざくらばな

(本居宣長)

高等小學讀本卷之七 終

明治三十二年十一月一日印 刷
明治三十二年十一月五日發 行
明治三十三年一月一日修正再版印刷
明治三十三年一月四日修正再版發行

發編行著者

印 刷 者

西澤二助
河本龜之助
光社

東京市京橋區築地
二丁目二十一番地

東京市京橋區築地
二丁目二十番地

(電話新橋八十八番)

定	
價	卷ノ一金貳拾錢
卷ノ二金貳拾錢	卷ノ五金貳拾貳錢
卷ノ三金貳拾壹錢	卷ノ六金貳拾貳錢
卷ノ四金貳拾壹錢	卷ノ七金貳拾貳錢
全八冊	金壹圓七拾錢

(高等小學讀本專門)

古文書

卷

甲子年

正月

正月

日者十二事一目而以御用机要之書
理當三十事一目之長篇而以御用機
事也于十二事中一目正月策

并

正月	正月	正月
正月	正月	正月



